

広島県告示第二百九十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

黄金山南加入区（広島市漁業協同組合）及び黄金山南加入区（大河漁業協同組合）